

令和 7 年 1 月教育委員会臨時会会議録

令和 7 年 1 月 9 日 開催

静岡市教育委員会

令和 7 年 1 月 静岡市教育委員会臨時会次第

1 日時

令和 7 年 1 月 9 日（木） 午後 2 時

2 場所

静岡市役所 清水庁舎 3 階 第 1 会議室

3 日程

（1）開会

（2）会議録署名人の指定

（3）議案

議案第 2 9 号 静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

議案第 3 0 号 静岡市子育て支援・教育振興基金条例の制定について

議案第 3 1 号 静岡市職員定数条例の一部改正について

議案第 3 2 号 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 3 3 号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

議案第 3 4 号 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 3 5 号 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

議案第 3 6 号 静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部改正について

議案第 3 7 号 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について

議案第 3 8 号 訴えの提起について（学校用地の取得時効による所有権移転登記請求）

議案第 3 9 号 訴えの提起について（学校用地の取得時効による所有権移転登記請求）

（4）閉会

令和7年1月教育委員会臨時会会議録

1 日 時 令和7年1月9日(木) 午後2時 開会

2 場 所 静岡市役所 清水庁舎3階 第1会議室

3 出席者 教育委員 教育長 赤堀 文宣 委 員 松村 龍夫
委 員 佐野 嘉則 委 員 永松 典子
委 員 井上 美千子 委 員 黒川 彩子

教育委員会事務局職員

教育局長	青嶋 浩義
教育局次長	本野 雄一郎
教育調整監	北川 和彦
教育総務課長	飯田 浩史
教職員課長	神谷 孝之
教職員課 厚生・給与担当課長兼給与係長	渡辺 直樹
教育施設課長	大瀧 雅博
文化財課長	大村 博哉
文化振興課長	望月 雅乃
スポーツ振興課長	能口 富
教育総務課調整係長	松田 裕樹
教育総務課主査	益田 ちづる

4 内 容

(1) 開会

赤堀教育長 令和7年1月教育委員会臨時会を開会します。
本日は、静岡市教育委員会会議規則 第2条第3項「教育長が必要
があると認めるとき」に該当するため、臨時会を招集いたしました。

(2) 会議録署名人の指定

赤堀教育長 本日の会議録署名人を黒川委員に指定

(3) 議案

赤堀教育長 議事に入ります。お手元の資料、会議の流れを御覧ください。本日は、議案11件の審議を予定しています。
なお、本日の案件は、今後、市議会への提案を予定している議案です。審議等については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書の規定により、非公開の扱いとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 本日の審議は、非公開といたします。

<議案第29号 静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について>

(2月10日市議会へ上程済のため公開とする。)

教育総務課長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 質問・意見なし

赤堀教育長 ただいまの件につきましては、「意見なし」としてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第29号につきまして、教育委員会の意見は「なし」とさせていただきます。

＜議案第30号 静岡市子育て支援・教育振興基金条例の制定について＞
（2月10日市議会へ上程済のため公開とする。）

教育総務課長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

井上委員 参考資料1ページ目の3つの取組の一番右側「次世代につなぐ、あなたの思い」では、取組開始が2024年12月2日となっていることについて御説明いただきたいと思います。
また、遺贈も含むということですので、市民に広く周知していく必要があると思いますが、実際、運用が始まった場合、市民への周知をどのように行うか、お聞かせください。

教育総務課長 この参考資料は、10月の市長定例記者会見で示された資料であり、12月2日取組開始とは、最短のスケジュールとして示されていました。現在、制度化に向けた議論をしている段階ですので、まだ取組はスタートしておりません。
周知につきましては、ホームページ等が想定されますが、この「未来のあんしんに向けた取組」全体のうちの一つとして周知されていくと思います。

井上委員 参考資料2ページのとおり、生前寄付と遺贈寄付の支援団体があるようですので、金融機関や日本継承寄付協会などに、市民の方から御相談があれば、基金のことも提案していただけるのでしょうか。

教育総務課長 行政だけでできる取組ではありませんから、制度化の際には、関係する方々へ周知が図られるかと思います。

井上委員 ありがとうございます。

赤堀教育長 この基金条例については、公布の日から施行することになっていて、2月の市議会に上程して、議決を経て公布となりますので、3月末か4月1日に取組開始となりますよね。

教育総務課長 はい。年度内施行と聞いております。

赤堀教育長 そのほかに御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 質問・意見なし

赤堀教育長 ただいまの件につきましては、「意見なし」としてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第30号につきまして、教育委員会の意見は「なし」とさせていただきます。

<議案第31号 静岡市職員定数条例の一部改正について>

(2月10日市議会へ上程済のため公開とする。)

教育局次長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 質問・意見なし

赤堀教育長 ただいまの件につきましては、「意見なし」としてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第31号につきまして、教育委員会の意見は「なし」とさせていただきます。

<議案第32号 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について>

<議案第33号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について>

<議案第34号 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について>

<議案第35号 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について>

(2月10日市議会へ上程済のため公開とする。)

教職員課厚生・
給与担当課長

議案説明（一括）

赤堀教育長

細かな給与制度の見直しは、ただいまの説明のとおりですが、今回の給与制度のアップデートの狙いなどについて、事務局から説明をしてもらえますか。

県費負担教職員の人事権が、政令市である静岡市に移譲された時から、給与制度はこうだったけれども、今回、国の制度に合わせる形で全体を見直したという説明をしてもらわないと、アップデート全体のストーリーが見えてこないと思う。

教職員課厚生・
給与担当課長

はい。小中学校の教員につきましては、平成29年に権限委譲された際に、静岡市の給与制度に揃えるべきところを、職員団体等との協議もございまして、制度が固まりませんでした。そこで、県職員であった頃の給与制度を、そのまま静岡市の給与制度として持ち越してきたという経緯がございます。

大きなものとしては、給料月額の特例率1.89%と、給料表、地域手当3.7%の3点について、県の制度をそのまま移行した形になっておりました。

今回、地域手当を7%にするよう勧告がなされましたので、これを機に県の制度から脱却することとし、国の制度であれば、給与水準において市職員とも均衡が取れることから、今回は国の制度をベースにして、制度を改めます。

青嶋局長

今の説明は重要ですので、追加で資料をお渡しして、権限移譲と、今回のアップデートでどのように変わるのか、そこを説明してもらえればと思います。

教職員課厚生・
給与担当課長

はい。

赤堀教育長

従来、教職員の身分は県職員であったものを、平成29年の権限移譲で、静岡市職員の身分に切り替えました。切り替えに合わせて、市職員としての給与体系を構築しましたが、その際、国に準ずる形で、市独自の給与体系を作るべきところ、それまで統一的な給与体系だったことから、県に合わせる形で、静岡市教職員の給与体系を整えました。

その後、国で様々な制度が見直しされる中、県の給与体系と同じであることにより、そごが生じてきたことから、今回、国の給与体系に合わせるような形へ大幅な見直しを行う中、手当等について見直しを行うこととなります。それが、給与のアップデートであると御理解いただければと思います。

それでは、先に別の議案を進め、最後に、追加資料に基づいて説明をしていただいて、質問や質疑は、その時に行わせていただくこととして、続けてもよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第32号から議案第35号までの4件につきまして、本会議の最後に追加説明と質疑をさせていただきます。

<議案第36号 静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部改正について>
(2月10日市議会へ上程済のため公開とする。)

教職員課厚生・
給与担当課長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 質問・意見なし

赤堀教育長 ただいまの件につきましては、「意見なし」としてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第36号につきまして、教育委員会の意見は「なし」とさせていただきます。

<議案第37号 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について>
(2月10日市議会へ上程済のため公開とする。)

スポーツ振興課長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 質問・意見なし

赤堀教育長 蒲原小中学校の学校統合に伴う夜間照明の廃止と御理解いただければと思います。

ただいまの件につきましては、「意見なし」としてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第37号につきまして、教育委員会の意見は「なし」とさせていただきます。

<議案第38号 訴えの提起について（学校用地の取得時効による所有権移転登記請求）>

<議案第39号 訴えの提起について（学校用地の取得時効による所有権移転登記請求）>

（2月10日市議会へ上程済のため公開とする。）

教育施設課長 議案説明（一括）

赤堀教育長 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

佐野委員 時効取得についてと、なぜ今この問題が出てきたのか教えてください。

教育施設課長 時効取得につきまして、民法第162条第1項に所有権の取得時効とあって、「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」という規定があります。

他人の物を占有したという点ですが、当然、本件の売買は契約書も存在するものですから、他人の物といいますか、お金は支払っております。ですが、これらの土地は、当時相続が決まっていませんでした。当時は、家督相続制度がまだ残っていて、長男が相続するものとなっていたところで、おそらく、旧井川村では、長男に相続されたものだと誤認したのではないかと考えております。

その長男が、それぞれ土地を売っており、土地を買った方から旧井川村が土地を買いました。お金は土地を買った方に支払っておりますので、他人の物ということはないと思うんですが、相続のことがはっきりしませんので、民法第162条第1項をもって、時効取得の手続きを行います。

民法の中で、20年間とありますが、旧井川小学校の供用開始が昭和49年6月1日で、そこから20年後となる平成6年6月1日を経過しておりますから、この20年間という点は問題ありません。

また、所有の意思をもってという点は、契約の相手方には問題があ

りましたが、売買契約によって本件土地の占有を開始していますから、自らの所有物として占有していた、つまり、所有の意思を持っていたと言えます。

そして、平穏かつ公然と占有という部分についても、本件土地に旧井川小を建築して、小学校として使用しておりましたことに、何ら苦情も発生したことがなかったため、平穏かつ公然と占有したと言えます。

よって、民法の要件に合うことから、弁護士に相談し、このやり方が一番、相続人の方に御迷惑をおかけしない方法でしたので、話を進めてまいりました。

そして、本件が判明した理由ですが、南アルプスユネスコエコパークミュージアムの整備を進めている中で、土地の所有をはっきりさせるために調べておりましたところ、このような状況になっていることがわかったので、今手続きをしております。以上です。

佐野委員 よくわかりました。ありがとうございます。

赤堀教育長 そのほかに御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

永松委員 この土地は、旧井川小の土地のどのくらいを占めているのですか。

教育施設課長 全体がわからないのですが、709番が1550㎡で、710番の1が1447㎡となっており、ほぼ校舎がのっている部分と、プールの部分が対象になっています。

永松委員 ありがとうございます。

赤堀教育長 そのほかに御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 質問・意見なし

赤堀教育長 それでは、一括して意見の有無について確認いたします。ただいまの件につきましては、「意見なし」としてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第38号及び議案第39号の2件につきまして、教育委員会の意見は「なし」とさせていただきます。

<議案第32号 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について>

＜議案第 33 号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について＞

＜議案第 34 号 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について＞

＜議案第 35 号 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について＞

(追加説明)

赤堀教育長 それでは給与制度のアップデートの審議に戻りまして、今配布した資料で教職員課から御説明をお願いします。

教職員課厚生・給与担当課長 お配りしました資料の一番左側を御覧ください。こちらは平成29年度の制度でございます。

平成29年4月に、静岡市の教職員が、静岡県から静岡市の管轄になりました。その際、静岡市独自の給与制度について検討しましたが、なかなか制度が固まらなかったことから、平成29年3月時点の静岡県の制度を静岡市の制度として取り入れました。

そして、平成30年度から今年度まで、静岡県の制度をそのまま踏襲する形で、給与表と、給与表の中に加算する給料月額の特例と、地域手当について、全て静岡県と同じ内容としておりました。

その当時の静岡市の制度は、令和7年度以降の制度と変わりませんが、資料の一番右側にありますとおり、給料表の額の上に、地域手当があり、来年度は7％になりますが、平成29年度当時、静岡市の行政職や高等学校の先生は6％となっておりました。

今回、見直しを行いまして、給料月額の特例を廃止し、他の職種と同様に、地域手当7％とします。

そして、給料表につきましては、公民格差に基づき改定を行ったものをそのまま使うといった形になりますけれども、それ以外の部分につきましては、地域手当を7％にする制度改正を行おうとするものでございます。

今までですと、給与制度の特例措置は、静岡県にある制度で、今年度まで制度をそのまま使用していましたが、来年度、静岡市独自に改めることになります。

教職員課長 補足説明いたします。資料の表の一番右側を御覧ください。令和7年4月1日から何が起こるかといいますと、これまでは浜松市を除く静岡県内の県域と、静岡市は教職員の給与が全く同じでした。それが、4月1日からは地域手当が7％になることで、毎月の給与の手取りが、静岡市の方が高くなるということになります。生涯賃金も静岡市の教職員の方が、浜松市、焼津市や富士市よりも高くなるということです。

- 青嶋局長 今は、静岡市の教員も焼津市の教員も同じ金額です。細かいこと言
うと個々に条件違いますが。それが、令和7年4月からは、地域手当
が加算されます。静岡市は物価が高いので地域手当も高くなっており
ますので、他の市町と比べて少し上がることになります。
- 同じく政令市の浜松市は、地域手当はどのくらいでしたか。
- 教職員課厚生・ 来年は3%ですが、その後4%に上がります。
給与担当課長
- 青嶋局長 浜松市は都市部ということもあり、多くなっているのだろうと思
いますが、県内では静岡市の教員の給料が一番高くなると理解をして
いるところです。
- 赤堀教育長 地域手当というのは、同じ公務員でも、日本の各地によって物価が
違ったりすることから、その地域毎に、本給とは別に地域手当を加
えてバランスをとるという制度です。
- 静岡県の中でもこれまで地域手当は、地域によってばらつきがあ
りましたが、今回の見直しによって、そのばらつきがかなり大きくな
ったと考えていただければと思います。
- そこで、静岡市においても、地域手当を見直すにあたり、給与全体
を見直して、アップデートを行う際、国の制度に合わせる形で見直し
を行うものであると、考えていただければと思います。
- 松村委員 教員の残業手当はこの件に関係しますか。
- 教職員課厚生・ 残業手当につきましては、国で法改正を行うため、今後通常国会に
給与担当課長 提案予定ですけれども、今聞いている話では、教職員の教職調整額は
現行4%ですが、令和8年1月から5%に引き上げ、最終的には10%
になります。それにあわせて教頭と校長の給料形態についても若干手
を入れるよう、国が進めています。
- 教職員課長 教員には残業手当がありませんので、その分、調整額として4%出
ていましたが、今後は10%にするという議論が行われています。
- 松村委員 今、働き方改革で、働く時間を短くするようにしていて、時間的に
うんとオーバーして働くような状況は、段々となくなっていくし、既
になくなってきつつあると思うから、そういう場合には、教育調整額
が上がることは、働く人にとってはありがたいですね。
- ところが、現実として、部活などで結構長い時間働いている人が
いると思う。その人たちにとっては、やっぱり給与を割り増しして支払
った方が、働きがいに繋がるんじゃないかと思うけれど、今後はどう

進みそうですか。

教職員課長

大変大きな問題ですけれども、おっしゃるとおりです。

ただ、公立学校の教員に、時間外手当を支給すべきかどうかは、中央教育審議会でも議論をされましたが、やっぱりどこまでが業務で、どこからがプライベートな研鑽の時間なのかという区別がつきにくいので、いわゆる残業手当を支給するのは適当ではないとされています。ですので、公立学校の教職員については、今のところ、残業手当を払うことは検討されていません。

松村委員

そうですか。

教職員課長

その代わりの部分である教職調整額は、昭和40年代後半にできたもので、低すぎることから、せめて今の現実に見合うぐらいのところまで上げて処遇面の改善をしないと、人材確保問題に直結することから、昨年度からずっと議論がなされてきています。それが本当にいい方法かどうかは、全国でも賛否がわかれておりますが、国はその方針を示したところです。

青嶋局長

一律で4%出るので、勤務時間と合わせて比べると先生によってばらつきがあると思います。業務のスリム化、精査をしていかないと、なかなか時間外手当支給とはいかないようです。

教職員課長

文部科学省と財務省では、今後何年かけて、勤務時間内に仕事が終わるような方策も合わせて探る方向で決着したようです。

松村委員

教育の業務、教育の内容は、目に見えないところにかかなりの時間がかかることは当然あるわけだから、そこを見てあげるような制度ができると、教員の数も増えてくるかと思います。一律で出すだけでは、定時で帰る方も遅くまでやる方も同じ率となって、どうしても教員の質が落ちていくと思われれます。質の確保については、難しい話だけど、公立は一人で勝手に決めるわけにはいかない。

そういう面では、私立はぱっと決められるから決断が早い。公立の私学化については、前から何度も言ってきたけど、全員にとっていいように考えると、結局はうまくいかないこともある。どこか無理があっても、たくさんの給料を払いましょうという状況なれば私は思います。

青嶋局長

調整額を4%から10%にすると、日本全国で9兆円、10兆円の財源が必要になるそうです。

教職員課長 時間外手当を支給したらもっと莫大な金額が必要になると思います。

松村委員 働いた分は、納得できるような給料につながっていかないと、みんな嫌になるんじゃないのかなと思う。特に若い人、一生懸命やっている教育学部の学生とか。
話はまとまらないと思うけど、今の説明はわかりました。ありがとうございます。

青嶋局長 先ほどの地域手当ですが、静岡市は6%から7%になりますが、港区は確か20%です。基本給は国に準じた形でしょうけれど、地域手当はその地域ごとに差が出るので、静岡県の中で、浜松市よりも静岡市の方が高いことは、結構なインセンティブになると思っています。

松村委員 これはいいことだと思う。

永松委員 通勤手当が大きく上がっているということは、静岡市以外から静岡市の学校に教えに来る先生が増える可能性があるということですか。

教職員課長 はい。そのとおりです。

永松委員 結構大きい予算ですよ。

教職員課長 今でも市外から通っている教員はおります。浜松市からはおりませんが、藤枝市近辺や、富士市からも通勤しています。

教職員課厚生・給与担当課長 例えば、採用時点で横浜に住んでいる方が、引っ越しをせずに、静岡市の学校や庁舎に勤務することも可能になります。

永松委員 とても大変ですね。

教職員課長 そうですね。今まで新幹線で通勤をしても手当が出なかったことは大きいです。静岡県は県域なので、新幹線の通勤手当が出ていたましたが、静岡市では適用されてなかったのが、自費で出さなければならなかったのが、これからは支給されることになります。例えば、住まいを見つけるまでの間、活用する人は出てくると思います。

松村委員 静岡県は一般の教員も新幹線を使えるんですか。

教職員課長 ある一定の距離を超えれば使えるはずです。ただ、静岡県の基準では、新富士駅からは新幹線の通勤手当がでませんが、三島駅からは出ています。

赤堀教育長 西は掛川駅からでしたか。

教職員課長 はい。掛川駅から出るので、県西部はどこからでも出ます。新富士駅から乗る人だけは出ませんでした。

赤堀教育長 それは距離に要件があったからですか。

教職員課長 はい、そうです。

教職員課厚生・給与担当課長 時間がどのくらい短縮されたかで決まっています。

永松委員 オクシズ方面に教えに通っている先生もいらっしゃいますが、車で2時間くらいかかっていて、とても大変だなと思っています。

教職員課長 オクシズにある学校には、基本的に宿舎があるので、それほどかかりません。井川、梅が島、大川の教員は宿舎に入っています。水見色まで通っていましたが、それほど時間はかかりませんでした。

赤堀教育長 一通り審議をしていただきましたけれども、全体を通して改めて御意見、御質問等ありましたらお願いします。

各 委 員 質問・意見なし

赤堀教育長 ただいまの件につきましては、「意見なし」としてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第32号から議案第35号までにつきまして、教育委員会の意見は「なし」とさせていただきます。

(4) 閉会

赤堀教育長 以上で、令和7年1月教育委員会臨時会を閉会します。

午後3時14分